

○鎌倉市公共施設利用予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鎌倉市公共施設利用予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、鎌倉市（以下「市」といいます。）が管理する公共施設の利用申込手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。本システムへの利用者登録は、本規約に同意しなければなりません。

(用語の定義)

第3条 本規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 施設 本システムにより利用申込手続を行う対象となる施設をいいます。
- (2) 利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
- (3) カード番号 利用者カードに記載された利用者カードを一意に識別する番号をいいます。
- (4) パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (5) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問合せの受付及び回答を行う機関をいいます。
- (6) 利用申込等手続 本システムの利用の申込、取消等及び施設の空き情報の照会をいいます。
- (7) 登録窓口 本システムによる利用者登録を受け付ける施設をいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、登録窓口に、運転免許証、住民基本台帳カード、学生証その他本人（団体の場合は、代表者又は連絡者）を確認できる書類等を提示のうえ、鎌倉市公共施設利用予約システム利用者登録申請書（様式1。以下「登録申請書」といいます。）を提出するものとします。

(利用者カードの発行等)

第5条 市は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、利用者として承認する場合は、公共施設利用予約システム利用者カード（様式2。以下「利用者カード」といいます。）及び公共施設利用予約システム登録書（様式3。以下「利用者登録書」といいます。）を発行するとともに、登録申請書の申請内容及びカード番号をシステムに登録します。

2 利用者は、市が発行した利用者カード及び利用者登録書を次のとおり配慮して取り扱うものとします。

- (1) 利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は、団体名の記入）をすること。
- (2) 利用者カード及び利用者登録書は、慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないように適切に使用し、管理すること。
- (3) 施設を利用するときは、必ず利用者カードを窓口に提示すること。
- (4) 登録した個人又は団体以外の者に利用者カードを使用させないこと。また、他人にこれを譲渡し、又

は貸与しないこと。

(カード番号及びパスワードの利用・管理)

第6条 利用者は、カード番号及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) カード番号及びパスワードは、他人に知られないように管理すること。
- (2) パスワードは、定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めること。
- (3) 他人からのパスワードの照会に応じないこと。市及びコールセンターからパスワードを電話等で問い合わせすることはありません。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに登録窓口に連絡し、その指示に従うこと。

(利用者カード等の紛失・盗難)

第7条 利用者は、利用者カード又は利用者登録書の紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を登録窓口に連絡するものとします。

(利用者カードの再発行)

第8条 利用者は、利用者カードを紛失し、又は著しく破損した場合は、登録申請書の再交付申請を行なうことにより利用者カードの再発行を受けることができます。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、登録窓口に遅滞なく変更内容が確認できる書類等（運転免許証、学生証等）を提示の上、利用者カード及び登録申請書を提出して、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の申請がされ、市が利用者と認めた日を登録日とし、登録日から5年間を限度に登録期間とします。

2 登録期間中に1回以上の施設の利用があり、市が認めた場合は、引き続き5年間を登録期間とします。

3 登録期間中に利用がなかった場合は、利用者登録を抹消する場合があります。

(利用者登録の抹消)

第11条 市は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消します。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 利用者が登録廃止の申請をした場合
- (3) 施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をした場合
- (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
- (5) その他利用者として不相当と認めた場合

2 利用者は、前項第2号の申請をする場合は、利用者カードを施設の窓口に返却するものとします。

(施設及び利用方法)

第12条 施設、登録窓口及び利用申込等手続の具体的な方法は、市が別に定めるところによります。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

(1) 利用の申込及び取消等 原則24時間

ただし、利用日の属する月の2箇月前の10日に申込を行う場合は5時から24時まで、抽選申込の開始日に抽選申込を行う場合は5時から24時までとします。

(2) 施設の空き情報の照会 原則24時間

2 前項の規定にかかわらず、緊急の保守又は点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムの運転停止を行う場合は、本システムのトップページで事前にお知らせしますが、市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用者問合せ対応)

第14条 本システムの利用上の問合せは、コールセンターにおいて次のとおり対応します。

(1) 電話による対応 9時から17時まで

電話番号 0570—073—489 (ナビダイヤル)

ただし、日曜、土曜、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除きます。

(2) FAXによる対応 原則24時間(オペレーター受信確認は前号に規定する時間内とし、時間外に受付けたものは翌営業日の回答とします。)

FAX番号 0570—037—489 (ナビダイヤル)

問合せフォーム

<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>

ただし、回答については前号の電話による対応時間と同様の取り扱いとします。

(3) Webフォームによる対応 原則24時間(オペレーター受信確認は第1号に規定する時間内とし、時間外に受付けたものは翌営業日の回答とします。)

問合せフォーム

<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/webform/>

ただし、回答については第1号の電話による対応時間と同様の取り扱いとします。

(利用環境)

第15条 本システムは、次の環境で利用することとします。

(1) Internet Explorer 7から11、Safari 7以前、Opera 8から22、Firefox 30以前、Google Chrome 33以前のバージョンのブラウザが動作するパソコン

(2) 施設の窓口に設置するタッチパネル式窓口端末

(3) TLS1.0以上を使用可能な端末で、ベリサインのセキュア・サーバTD EVに対応している携帯電話

- (4) iOS 7以前、Android 4.4以前のバージョンが動作するスマートフォン、タブレット
(申込件数の制限)

第16条 利用者が1箇月に申込みできる件数の上限は、市が別に定めるとおりとします。

(予約取消件数の制限)

第17条 利用者からの予約取消の受付期限は、市が別に定めるとおりとします。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとします。

3 市は、利用者が前項の規定による申し出をした場合又は当該申し出を行わずに施設を利用しなかった場合は、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第18条 本システムが障害等により利用ができなくなった場合は、利用者は速やかにコールセンターにご連絡いただけるようお願いいたします。

(禁止事項)

第19条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを利用申込等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対しウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人のカード番号、パスワードを使用すること。
- (6) 上記のほか法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第20条 市は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為があったことが明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第21条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 市は、本システムの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第22条 本システムに含まれているプログラムその他の著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第23条 本システムへのリンク設定は、パソコン (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>)、スマートフォン (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/kamakura/smartphone/>)、携帯電話 (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/mobile/>) をお願いします。また、フレーム内に取り込む形でのリンクはご遠慮ください。なお、ページの構成変更等によりリンクがとぎれることがありますのでご了承ください。

(個人情報保護)

第24条 利用者の申請に基づく個人情報について、市は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

(準拠法及び管轄)

第25条 本規約は日本国法に準拠するものとします。また、本システムの利用又は本規約に関して利用者と市との間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第26条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、本システム利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

付 則

この規約は、平成18年1月15日から施行します。

付 則

この規約は、平成22年4月1日から施行します。

付 則

この規約は、平成22年12月6日から施行します。

付 則

この規約は、平成25年8月15日から施行します。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

(表)

鎌倉市公共施設利用予約システム利用者登録申請書

(神奈川県電子自治体共同運営サービス)

カード番号

私(私たち団体)は、別紙の「公共施設利用予約システム利用規約」に同意のうえ、次のとおり利用者登録を申請します。

申請内容	1 新規登録 ・ 2 変更 ・ 3 更新 ・ 4 廃止	申請日	年	月	日
氏名または団体名	ふりがな				
団体代表者名	ふりがな				
住 所	〒				
電 話 番 号	—	—	生年月日(西暦)	年	月 日
昼間の連絡先電話番号	—	—			
メールアドレス					
主に使う利用者メディア	1 パソコン 2 窓口端末 3 携帯電話 4 スマートフォン				

*連絡者名等は団体の場合のみ、ご記入ください(代表者と連絡者が同じ場合は、同上とお書きください)。
 (裏面に団体登録名簿があります。合わせてご記入ください。)

連 絡 者 名	ふりがな				構成 員数
連 絡 者 住 所	〒				
連絡者電話番号	—	—	生年月日(西暦)	年	月 日
昼間の連絡先電話番号	—	—			

利用種目	
利用施設	<input type="checkbox"/> 鎌倉体育館 (<input type="checkbox"/> 競技場 <input type="checkbox"/> 格技室 <input type="checkbox"/> 卓球室) <input type="checkbox"/> 大船体育館 (<input type="checkbox"/> 競技場 <input type="checkbox"/> 格技室) <input type="checkbox"/> 鎌倉武道館 (<input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 弓道場 <input type="checkbox"/> 多目的室) <input type="checkbox"/> 見田記念体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 多目的室) <input type="checkbox"/> 笛田公園 (<input type="checkbox"/> 野球場 <input type="checkbox"/> 庭球場) <input type="checkbox"/> 西御門テニスコート <input type="checkbox"/> 深沢多目的スポーツ広場 <input type="checkbox"/> 深沢中学校校庭(ナイター) <input type="checkbox"/> 関谷小学校校庭(ナイター)

記入上の注意 1 太線枠内を、ボールペンでお書きください。
 1 住所欄は、アパート名などもご記入ください。

この申請のために記入した事項及び添付した書類の内容は、当団体の実態と相違はありません。
 この申請書の記載内容を確認するために実態調査が行われる場合は受け入れます。

署名

本人確認資料 (代表者・連絡者)	1 運転免許証 2 健康保険証 3 住民基本台帳カード 4 社員証 5 学生証 6 その他()	確認者	／
備 考			

団 体 登 録 名 簿

No	氏 名	住 所	市内に在勤・在学の場合、会社名 や学校名及びその所在地を記入
1			勤・学() 所在地()
2			勤・学() 所在地()
3			勤・学() 所在地()
4			勤・学() 所在地()
5			勤・学() 所在地()
6			勤・学() 所在地()
7			勤・学() 所在地()
8			勤・学() 所在地()
9			勤・学() 所在地()
10			勤・学() 所在地()
11			勤・学() 所在地()
12			勤・学() 所在地()
13			勤・学() 所在地()
14			勤・学() 所在地()
15			勤・学() 所在地()

(注)

- 1 市外に住所を有する方で、鎌倉市内に在勤・在学している方は、勤・学のいずれかを○で囲み、その後、に在勤している会社名又は在学している学校名及びその所在地を記載してください。
- 2 この団体登録名簿を超える会員を有する団体は、これに代わる名簿を添付してください。

様式 2 (第 5 条)

<p>神奈川県電子自治体共同運営サービス - kanagawa</p> <p>利用者カード</p> <p>カード番号</p> <p>公共施設利用予約システム</p> <p><複製禁止></p>	<p>発行日 利用者登録日 ご署名(個人名又は団体名)</p> <hr/> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none">・このカードは、「神奈川県電子自治体共同運営サービス 公共施設利用予約システム」利用者カードです。・このカードは、登録された利用者ご本人だけが利用できます。・施設利用時に、このカードを提示してください。・このカードを拾得された方はe-kanagawaコールセンターへご連絡ください。・このカードの複製を禁止します。 <p>【e-kanagawaコールセンター】電話</p>
--	---

利用者登録書

次のとおり登録しました。

カード番号			
発行元自治体			
団体名			
施設グループ			
仮パスワード			
利用者登録日	年 月 日	登録内容変更日	年 月 日
有効期限	年 月 日		

代 表 者	氏名			
	住所1			
	住所2			
	電話番号1		電話番号2	
	電話番号3			
	メールアドレス			

利 用 者	氏名			
	住所1			
	住所2			
	電話番号1		電話番号2	
	電話番号3			
	メールアドレス			

備考			